

第61号

なら農業委員会だより

平成28年4月1日発行

発行・編集

奈良市農業委員会

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

☎ 0742-34-4776 (ダイヤルイン)

特

集

ま

こ

も

た

け



主 な 内 容

○遊休農地解消モデル事業（P2～3）

○がんばるファーマーNo.21（P4～5）

○奈良市賃借料情報（P6）

○農業委員会1月定例総会（P6）

○農業委員会の法改正について（P6）

○農業者年金現況届の提出について（P7）

○農耕と神事（P8）

○編集後記（P8）

○奈良市役所ホームページアドレス <http://www.city.nara.lg.jp>

※ホームページからもご覧いただけます。

○奈良市役所コールセンター TEL 0742-36-4894

「まこもたけ」PR活動

今回のモデル事業で試験栽培を行った「まこもたけ」をもっと知っていただくために、奈良市内の農業イベント等にて、様々なPR活動を行いました。

まこもたけ in 秋篠町

奈良競輪場で行われた「平城“食と農”ふれあいフェスタ2015」会場にて特設ブースを用意していただき、参加者に啓発パンフレットなどを配布しました。また、地元の婦人会の方々にご協力いただき、炒めた「まこもたけ」を試食していただきました。



試食

まこもたけ in 須川町

東部地域おこし協力隊主催「収穫感謝祭」にて参加者に試食（焼き・蒸し）していただき、無料配布しました。



まこもたけ in 阪原町

阪原町営農組合主催「コスモス祭」にて特設ブースを用意していただき、参加者に無料配布しました。皆さん「まこもたけ」に興味を持っていただき、熱心に質問していました。



配布用のまこもたけ



平成27年

遊休農地解消モデル事業

農業委員会では、増加傾向にある遊休農地の発生防止並びに解消に向けた取り組みとして、モデルほ場を設置し、農業委員自らが肥培管理（草刈・耕起・定植・収穫・整地など）すると共に、看板「遊休農地を解消しよう」を設置し、地域住民への農地の有効利用を促しています。

平成27年は、奈良盆地（市街地）に山間で栽培されている「まこもたけ」を植え付け、遊休農地化した農地に植栽可能で有効な作物であるかどうか、試験栽培を行いました。

秋篠町にある約20アールの農地をモデルほ場として選定し、約3アールに「まこもたけ」約200株の試験栽培を行い、残りに「ひのひかり」を植え付けました。

10月上旬、「まこもたけ」「ひのひかり」の収穫を行い、収穫したものは、農業イベント等でふるまい、啓発グッズと共に配布しました。



奈良市農業委員会
まこもたけイメージキャラクター
まこもちゃん

奈良市農業委員会
まこもたけイメージキャラクター
まこもくん



10月上旬、いよいよ「まこもたけ」の収穫時期を迎えました。「まこもたけ」は、育ち過ぎると硬くなってしまいます。一番美味しい時期を見極め、収穫していくのが難しいです。2mほどになり背丈を越えた葉の根元には「まこもたけ」が白い顔をのぞかせ、収穫を今か今かと待っていました。

「まこもたけ」の収穫はすべて手作業です。覆い茂った葉の中を掻き分けて入り、根元の「まこもたけ」をカマで刈っていきます。

カマは、他の「まこもたけ」を傷つけてしまわないように、刃の短いものを使用しました。水は張ったままなので、子ども用のソリにカゴを乗せ、水の中を引っ張りカゴの中に収穫したものを入れていきます。収穫した「まこもたけ」は、葉を1枚残して30cmくらいの長さにカットします。

3週間に渡って収穫した結果、約3,000本の「まこもたけ」を収穫することが出来ました。

後日には、「ひのひかり」の収穫も行いました。



収穫前



葉の中を掻き分け収穫中



ひのひかり収穫



葉のカット中



ソリを引いて収穫中



左から 吉岡さん、 垣内さん、 仲さん、 大谷さん

○まこもたけの収穫と出荷・・・

収穫は、9月中旬から9月下旬までの午前中に行い、その日の内に出荷します。まこもたけは成長が早く、適期を逃すと商品価値が下がるので、雨の日も収穫作業を行います。

収穫作業が大変です。水を張った水田の中を歩きながら、株と株の間に船を浮かべて、株の中から茎の部分が筒状に肥大し収穫適期のまこもたけを1本ずつ見分けてカマで刈り取り、茎から出荷用の30センチの長さに切って船に入れ収穫していきます。切った必要のない葉は、水田に捨て肥料にしています。

収穫後に出荷用の茎の部分を持ち帰り、皮1枚を残し3本から4本をパック詰めにして出荷します。作業は簡単ですが、非常に手間がかかります。

まこもたけの最大の販路は、京都にある食の安全を考えて無農薬野菜専門の宅配会社が最大の出荷先です。それと同じ規模で販売してもらっているのが、コープの押熊・学園前・六条・生駒の4店舗で田原ふる里ほつとステーションでも販売されています。

販売で苦労するのは、収穫の時期が非常に早く出始めから終わりまで3週間ほどしかないことから、レストランや食のイベントに出品しようとしても、収穫の時期が定まらないことから出品するのが難しい状況です。

希少作物のまこもたけ・・・
奈良市誓多林町
「中誓多林営農組合」

仲	仲彦さん	(68歳)
吉岡	隆さん	(68歳)
垣内	保昭さん	(66歳)
大谷	進さん	(66歳)

○まこもたけとは・・・

まこもは、日本をはじめ中国の東部から東南アジアに広く分布しているイネ科の多年草です。中国原産の植物で、2メートルぐらいの高さになります。そのまこもに、食用菌である「黒穂菌」が寄生して茎の根元が肥大してきます。この肥大部分がまこもたけで、中華料理では高級食材です。低カロリーで食物繊維が豊富で味に癖がなく、筍のような食感とほのかな甘み特徴です。奈良市でまこもたけを栽培している田原地区では、1反ほど栽培しています。奈良県内では、天理市和爾町でも1反ほど栽培しています。

収穫作業の様子・・・



出荷作業の様子・・・



○まこもたけの栽培で 苦労することは・・・

苦労していることは、農薬が使えないので雑草防除ができないことです。最初の2年間は、奈良県北部農林の職員の方に、指導や雑草取りも手伝っていただきました。しかし、ここ3年は放任栽培で雑草の中で生えている状態です。ただ、まこもたけは2メートルほどに成長するので、少々草が生えても負けることはありません。植える間隔は、株と株の間は1.5メートルで1株は3本植えています。収穫時期には、1株で20本から30本に成長し、その中の6割を収穫することができます。現在は約600株を植えています。



植え付け作業はすべて手作業なので大変です。上の写真は、植え付け後の田んぼの様子です。

○今後の課題・目標について・・・

日持ちは、新鮮な状態で食べるのであれば冷蔵庫で保存して1週間から10日位で、炒め物など加工して食べるのであればもう少し日持ちします。保存期間が短いのがネックです。

一番の課題は、栽培は簡単ですが出荷が2〜3週間ほどと短いことです。まこもたけの現物を持って、相手と販売交渉をしている間に時期が終わってしまいます。

まこもたけを普及させるには、いつでも食べられる保存・加工方法を確立しなければならぬと考えています。瓶詰、缶詰、袋詰にした加工品のまこもたけが普及し、シーズンだけ生の高級なまこもたけとして販売できるのが理想です。

今後は、ネットワークを作り、まこもたけをもっと普及することを考えています。まこもたけの栽培は収益が目的でなく、1人で管理することができない農地をどの様に管理していくのが良いのかをこの4人で考えています。

作業中で忙しいにもかかわらず、一つ一つ丁寧にお答えくださった、中誓多林営農組合の皆さま。まこもたけに愛情いっぱい注いで育てていらつしやる姿が印象的でした。ご協力ありがとうございました。

経営移譲年金用

29-201
〒123-4567 農業者年金受給権者現況届

0123456789012 0123456 01

平成28年6月30日までにあなたが住まいの住所地の農業委員会にご提出ください
この用紙は機械で読み取りますので折ったり、汚したりしないでください

経営移譲年金又は特例付加年金が農業の記載事項に該当していることを確認したうえで、署名します。

氏名(自署) 生年月日 大正 昭和 年 月 日 住 所 電話番号 ()-()-()

ご本人が自ら署名・記入できないため、被相続の代理人の方が記入される場合は、上の欄に記入し、その代理人の署名・捺印してください。

代理人 氏 名 住所 電話番号 ()-()-()

【農業委員会確認欄】

安全管理 ☐ この欄に「※」がついている場合は、農業特例付加年金の承認事項に「※」を記入してください。

経営移譲年金又は特例付加年金が農業の記載事項に該当していることを確認したうえで、署名します。

経営移譲年金又は特例付加年金が農業の記載事項に該当していることを確認したうえで、署名します。

平成 年 月 日 農業委員会長 印

下の項目に全て該当している場合は、おもて面をご記入ください。

(※不明な点があるときは、あなたがお住まいの住所地の農業委員会にお問合わせください。)

- 経営移譲年金の受給権をお持ちの方の確認事項
 - 現在、農地等(自留地を除く)につき耕作又は農業の事業を行っていない。
 - 現在、耕作又は農業の事業を行う農業生産法人の組合員、社員、又は株主となっていない。
 - 経営移譲時に後継者に貸し付けた農地等について、返還を受けていない、もしくは後継者がその使用収益権について、他の者に移転又は設定をしていない(支給停止除外事由に該当する場合を除く)。
- 特例付加年金の受給権をお持ちの方の確認事項
 - 現在、農地等(自留地を除く)につき耕作又は農業の事業を行っていない。
 - 後継者へ貸し付けた農地等又は特定農業用施設について、返還後1年を経過していない、もしくは後継者がその使用収益権について、他の者に移転又は設定をしていない(支給停止除外事由に該当する場合を除く)。
 - 後継者へ貸し付けた農地等又は特定農業用施設について、返還を受けた後に転用又は転用目的で処分していない(支給停止除外事由に該当する場合を除く)。
 - 後継者へ貸し付けた後に返還された農地等について、遺体農地に関する農業委員会の利用意向調査を受けていない。
 - 後継者へ貸し付けた後に返還された農地等について、農業者年金基金へ報告した安全管理を行っている。
- 経営移譲年金及び特例付加年金の受給権をお持ちの方の共通の確認事項

ア、農業共済の加入名義、イ、米の生産調整に係る助成金の申請名義、ウ、農業所得の前後申告名義、エ、土地改良区の組合員名義、オ、農協の組合員名義について(第三者に経営移譲又は経営継承(以下、「経営移譲等」という。))した場合は、経営移譲等した農地等に係るア及びイの名義のみについて(経営移譲等の相手方に変更している(受給権者が名義を保有していない場合、又はエ、オの名義については所定の手続きにより受給権者が保有することが認められている場合を除く。))

老齢年金用

29-201
〒123-4567 農業者年金受給権者現況届

0123456789012 0123456 01

平成28年6月30日までにあなたが住まいの住所地の農業委員会にご提出ください
この用紙は機械で読み取りますので折ったり、汚したりしないでください

受給権者が記入及び署名する欄

氏 名 生年月日 大正 昭和 年 月 日 住 所 電話番号 ()-()-()

ご本人が自ら署名・記入できないため、被相続の代理人の方が記入される場合は、上の欄に記入し、その代理人の署名・捺印してください。

代理人 氏 名 住所 電話番号 ()-()-()

農業者年金受給者の皆さんへ 現況届の提出について

現況届は、現在受給中の方が引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回確認するためのものです。現況届が期限内に提出されないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

現況届の提出が必要な方へは、5月末頃に(独)農業者年金基金から現況届の用紙が直接受給権者に送付されます。

提出は6月1日～6月30日までに、連絡所・出張所・行政センター・農業委員会事務局へ提出してください。

今年、初めて経営移譲年金の現況届を提出される方は、農業経営に関する諸名義が変更されているか確認の上で、提出をお願いいたします。

お問い合わせ

(独)農業者年金基金 給付課
03-3502-3945
奈良市農業委員会事務局
0742-34-4776

奈良市賃借料情報

地域の実勢にあった賃借料情報を提供いたします。

平成27年1月1日から平成27年12月31日までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借契約された賃借料の水準は、下記のとおりとなっています。

なお、この賃借料は目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間で話しあいの上で決めてください。

※金額の算定については、10円単位(四捨五入)で表示しています。

田 10a当たり (単位:円)

地域別	27年			(参考)
	平均額	最高額	最低額	26年平均額
中部	9,550	9,550	9,550	7,350
西部	-	-	-	9,000
南部 (施設園芸含む)	17,280	57,090	110	19,860
東部	9,420	29,800	1,730	9,560
月ヶ瀬・都祁	8,010	38,460	1,790	5,440
(参考) 奈良市平均	10,930			10,210

※賃借料を物納支給している場合は、米30kg当たり5,500円に換算しています。

茶畑 10a当たり (単位:円)

地域別	27年			(参考)
	平均額	最高額	最低額	26年平均額
月ヶ瀬	-	-	-	11,200
都祁	11,110	21,830	1,500	-

平成28年

奈良市農業委員会1月定例総会開催

平成28年1月28日、仲川市長・浅川市議会議長を来賓に招き、奈良市役所において、1月定例総会が開催されました。

総会では、議案について慎重審議され、原案どおり可決されました。

『議案』

- 平成28年度奈良市農業委員会事業計画(案)について
- 事業方針
- 事業計画
- 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について



農業委員会の法改正について①

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会・農地制度が変わります。なら農業委員会だよりでは、変わるポイントを掲載してまいります。今回は、農業委員の選出及び農地利用最適化推進委員について掲載いたします。

農委会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目的に掲げるなかで、これを達成するために「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正によって、これら事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として当然に「行う」ことが定められました(農委法第6条第2項)。

農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置づけられました。

この活動を行う上で、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが重要です。

「農地等の利用の最適化の推進」とは、以下の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです。(農業委員会法第6条第2項)

1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化

→ 担い手への農地利用の集積の推進

2 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保

→ 耕作放棄地の発生防止、解消の推進

3 農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進

→ 新規就農、企業等の農業参入の支援

農業委員、農地利用最適化推進委員には、秘密保持義務がありますので、職務上知り得た秘密は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません(農委法第14条、第24条)。

●メリットがたくさんある農業者年金に加入して、老後に備えましょう。

加入要件は

- 年齢要件…60歳未満
- 国民年金の要件…国民年金第1号被保険者
- 農業上の要件…年間60日以上農業に従事

上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



POINT 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

POINT 2

税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

POINT 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払いできます。

農 耕 と 神 事

その六

～吐山の太鼓踊り 下部神社～



▲踊りながら熱心に太鼓を叩きます

吐山の太鼓踊りは、奈良県東部の代表的な神事で、大太鼓のみで構成されているのが特徴です。元禄時代から農業に必要な水が不足する干ばつ時の雨乞い祈願と雨が降ったことへの感謝のお礼として、地区の氏神である下部神社に踊りが奉納されました。

当日は、吐山地区の各組から奉納された6台の大太鼓が公民館に集合した後、車輪のついた台に載せられた各組の大太鼓は、公民館と吐山小学校及び下部神社の裏側の3箇所に分かれて神社へ向かいます。

公民館の行列には「ヤクハライ」の天狗を先頭に、幟・大太鼓・踊り子・シデ振りの一向が太鼓を打ち鳴らしながら神社に向かいます。途中の辻で小学校の一行と合流し「辻太鼓」が打たれ、鳥居の前で三者が一緒に神社の境内に練りこみます。

本殿前で、大太鼓の周りをくるくる回りながら叩き手が交代し、「千田踊り」や「松虫踊り」の歌と太鼓に合わせて、青と赤のシデが波のようによれて大変美しく風流な踊りです。

奈良市立吐山小学校では、放課後子供教室などのクラブ活動で太鼓踊りが教えられていて、今回も、小学校の子供たちによる太鼓おどりが奉納されました。

▼全員で記念撮影



編集後記

平成28年度がスタートしました。年2回の「なら農業委員会だより」の発行により、農業やそれに関連すること等、農業委員会の活動状況を皆様にご報告しております。

農業もだんだん厳しい状況になってきております。農業者の高齢化、遊休農地の増加や鳥獣被害の増加等、また、TPPが一層拍車をかけるのではないかと懸念されます。私達農業委員は、農村社会を守る、農地を守る、農業者を守るを本分として、農地法令業務や農政業務に励んでおります。シリーズ「がんばるファーマー」では、今回高級食材になる「まこもたけ」の栽培に取り組んでおられる、中誓多林営農組合取材させて頂きました。また、「農耕と神事」では、奈良県指定文化財の都祁吐山町の「吐山太鼓踊り」を保存会事務局長の中島さんと地域の皆様にお世話になり、取材させて頂きました。

この広報が皆様への情報誌としてより一層、紙面の充実に努めますので、ご意見等ございましたらお寄せいただきますようお願いいたします。

農政部会 第3部門 西井 隆

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ

情報をお届けします！

農家のための情報誌

「全国農業新聞」

◆発行日 週1回(金曜日)

◆発行元 全国農業会議所

◆購読料 月700円

「送料・税込み」

○お申込は農業委員会事務局
(34-4776) まで。